

第22期第30回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月22日(木) 14時00分から14時12分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階 「藤」
- 3 出席委員 木下清、澳本健也、問可証善、畠中悠、小笠原利幸、浦尻和伸、
蔭山純由、中澤芳江、石田実、益本俊郎、柴田孝夫(計11名)
- 欠席委員 川竹佳子、前田嘉広
- 署名委員 石田実、柴田孝夫
- 県出席者 水産振興部 濱田部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、渡邊主査、岡内技師

4 審議事項

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(小型まき網漁業、
小型定置網漁業)

第2号議案 制限措置の一部変更について(小型まき網漁業)

5 議事内容

飯田事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第30回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

まずはじめに、資料の差し替えをお願いいたします。第1号議案の資料1について、内容の修正がございましたので、本日お配りした資料と交換していただきたいと思います。大変申し訳ございません。

それでは、本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は11名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

濱田部長

みなさん、こんにちは。水産振興部部長の濱田でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、また、本当にお暑い中、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、議案が2件でございます。

第1号議案の「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(小型まき網漁業、小型定置網漁業)」ですが、1つ目の小型まき網漁業は、黒潮町入野漁港において、まぐろ漁業等で使用するあじやいわしの活き餌の供給を目的に、新たに小型まき網漁業を導入しようとするものです。

2つ目の小型定置網漁業は、昨年許可しました奈半利地区の小型定置網

漁業において、漁獲物の品質向上のため、漁具の規模を変更しようとするものでございます。

第2号議案の「制限措置の一部変更について（小型まき網漁業）」は、知事許可漁業の制限措置に第1号議案の小型まき網漁業について、追加しようとするものでございます。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、川竹委員、前田委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、柴田委員と、石田委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（小型まき網漁業、小型定置網漁業）」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正及び第2号議案 制限措置の一部変更については、改正の内容が重複しておりますので、2つの議案を併せて説明いたします。

資料1の1ページ目をお願いします。まず諮問文を朗読いたします。

「高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第5号に掲げる小型まき網漁業及び同条第1項第15号に掲げる小型定置網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の意見を伺います。」

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針を「許可方針」とさせていただきます。

資料1の2ページをお願いします。2ページは、今回改正を必要とする漁業と、改正理由及びその内容案を示したものです。

まず、小型まき網漁業について説明します。これは、入野地区において「火光利用いわし、あじ等まき網漁業」を新たに許可漁業として導入することについてお諮りするものです。

7ページをご覧ください。7ページは、高知県漁業協同組合から提出のあった要望書です。これは、漁業の多角化により漁業所得の向上を図るため、漁港内に集まる小型のあじやいわしなどを漁獲し、近隣地区で行われているまぐろ漁業等に活餌供給することを目的として、「火光利用いわし、あ

じ等まき網漁業」を操業しようとするものです。本要望書から、地元の入野地区及び関係地区の田野浦地区において漁業調整が整っていることも確認できます。

8ページをお願いします。8ページは、「火光利用いわし、あじ等まき網漁業」の操業予定区域で、入野漁港の区域のうち、島堤北灯台から真方位 305 度 0 分の線及び沖防波堤西端から真方位 298 度 0 分の線により囲まれた区域を設定する予定です。

続いて 11 ページをお願いします。11 ページには、「火光利用いわし、あじ等まき網漁業」の操業の概要についての資料を付けております。入野地区の漁業者に聞き取りを行ったところ、当該漁業は、網船、火船、曳舟の 3 隻で操業を行い、魚群探知機で魚群を探索し、反応があれば集魚を行い、魚が海面近くに浮上したら網船が投網を開始します。そして、投網の際には火船を中心に魚群を取り巻くように右回りの円形に網を打ち回し、投網完了後は環網を締め、その後は人力で網を両端からたぐり上げるとのことでした。

許可方針の改正案は 3 ページから 6 ページにあるとおりです。

3 ページと 4 ページの表中に、それぞれ火光利用いわし、あじ等小型まき網を追加します。

また、5 ページの表中に、「火光利用いわし、あじ等まき網漁業」を操業区域 11 として新たに追加し、漁業時期は 6 月 1 日から翌年 2 月末日まで、船舶の総トン数を 5 トン未満、許可等をすべき船舶等の数の上限は 3、漁業を営む者の資格を漁業権者の同意のある者として設定します。(2) 操業区域、(3) 許可の有効期間、(4) 許可等の条件は下線部記載のとおりです。

それでは、2 ページにお戻りください。続いて、奈半利地区の小型定置網漁業の許可等の条件を変更することについて説明します。

これは、奈半利地区における「いわし、雑魚小型定置網漁業」の許可等の条件を変更することについてお諮りするものです。改正内容といたしましては、操業区域 3 の奈半利地区における「いわし、雑魚小型定置網漁業」の許可等の条件について、漁具の規模及び数を変更します。

12 ページをご覧ください。12 ページには、現在使用している定置網と、変更後の定置網の寸法図を付けております。現在、同地区で操業に使用されている小型定置網は、袋網の容量が少なく、奥の方が細い形状になっているため、大型の魚やイカ類が入網した場合、魚体が擦れて死亡したり、商品価値がなくなってしまうといった問題があります。そのため、今回の変更で、袋網の形状を箱形にし、身網の長さを 130 メートル以内から 185 メートル以内に、袋網又は箱網の長さを 13 メートル以内から 35 メートル以内に拡大しようとするものです。

9 ページをお願いします。9 ページ目は、奈半利町漁協から提出のあった要望書です。本要望書から、地元の奈半利地区において漁業調整が整っていることが確認できます。続いて、10 ページ目をご覧ください。10 ページ目は、操業区域が隣接する加領郷地区と田野町地区の地区委員長及び高知県漁業協同組合の同意書で、隣接漁協とも調整が整っていることが確認できます。

許可方針の改正案は6 ページにあるとおりで、6 ページの(4)にあります許可等の条件を下線部のとおり変更します。

引き続き資料2の1 ページ目をお願いします。

6 高漁管第418号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第5号に掲げる小型まき網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和6年8月8日。高知県知事濱田省司。

この制限措置の変更については、先ほど説明しました、第1号議案の許可方針の改正に伴い、小型まき網漁業の制限措置を変更するものです。2 ページ目に告示案を添付していますが、1号議案と重複するため説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案及び第2号議案は原案のとおり適当とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案及び第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

本日の議案審議は終了しました。これをもちまして、第30回海区漁業調整委員会を閉会といたします。

本書は、第22期第30回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清

議事録署名委員 石田 実

議事録署名委員 柴田孝夫

第22期第30回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時 令和6年8月22日(木) 14時から

場 所 高知共済会館 3階 「藤」
(高知市本町5丁目3-20)

1. 開会

2. あいさつ

3. 欠席委員の報告

4. 議事録署名委員の指名

5. 議案審議

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(小型まき網漁業、小型定置網漁業)

第2号議案 制限措置の一部変更について(小型まき網漁業)

6. 閉 会

第 2 2 期第 3 0 回高知海区漁業調整委員会

第 1 号議案

漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（小型まき網漁業、小型定置網漁業）

6 高漁管第417号

令和6年8月8日

高知海区漁業調整委員会

会長 木下 清 様

高知県知事 濱田 省司

漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について

高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第5号に掲げる小型まき網漁業及び同条第1項第15号に掲げる小型定置網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の意見を伺います。

漁業の許可又は起業の認可方針の改正理由とその内容（案）について

漁業種類（操業区域）	改正理由	改正内容（案）
4 小型まき網漁業 （操業区域 11）	・高知県漁業協同組合から、入野地区に「火光利用いわし、あじ等まき網漁業」を新たに導入することについて、要望書の提出があったため。	・操業区域 11 として、入野地区における「火光利用いわし、あじ等まき網漁業」の区域等を新たに設定する。
14 小型定置網漁業 （操業区域 3）	・奈半利町漁業協同組合から、「いわし、雑魚小型定置網漁業」の許可等の条件を変更することについて、要望書の提出があったため。	・操業区域 3 の奈半利地区における「いわし、雑魚小型定置網」の許可等の条件について、漁具の規模及び数を変更する。

漁業の許可又は起業の認可方針 新旧対照表

新 (案)

第1条～第3条 略
(漁船の総トン数及び推進機関の馬力数の制限)
第4条 次の表の左欄に掲げる漁業には、それぞれ同表右欄に掲げる総トン数をこえる漁船を使用してはならない。

旧

第1条～第3条 略
(漁船の総トン数及び推進機関の馬力数の制限)
第4条 次の表の左欄に掲げる漁業には、それぞれ同表右欄に掲げる総トン数をこえる漁船を使用してはならない。

知事許可漁業の種類	漁業種類名	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数
小型まき網漁業	しいらまき網	全地区	5トン未満	なし
	かんぱち稚魚まき網	全地区	5トン未満	なし
	火光利用いわし小型まき網	全地区	5トン未満	なし
	火光利用いわし、あじ等小型まき網	全地区	5トン未満	なし
略				

新 (案)

第5条、第6条 略

旧

第5条、第6条 略

(公示又は継続許可とする漁業の種類)

第7条 規則第11条1項に規定される公示及び規則第14条に規定する継続の許可とする漁業の種類を以下のとおり定める。

1 公示する知事許可漁業の種類及び漁業種類 略

(公示又は継続許可とする漁業の種類)

第7条 規則第11条1項に規定される公示及び規則第14条に規定する継続の許可とする漁業の種類を以下のとおり定める。

1 公示する知事許可漁業の種類及び漁業種類 略

第5条、第6条 略

(公示又は継続許可とする漁業の種類)

第7条 規則第11条1項に規定される公示及び規則第14条に規定する継続の許可とする漁業の種類を以下のとおり定める。

- 1 公示する知事許可漁業の種類及び漁業種類 略

第5条、第6条 略

(公示又は継続許可とする漁業の種類)

第7条 規則第11条1項に規定される公示及び規則第14条に規定する継続の許可とする漁業の種類を以下のとおり定める。

- 1 公示する知事許可漁業の種類及び漁業種類 略

新 (案)

2 継続許可とする知事許可漁業の種類及び漁業種類

知事許可漁業の種類	漁業種類名
略	
小型まき網漁業	かんぱち稚魚まき網
	しばり網
	とびうおまき網
	火光利用いわし小型まき網
	火光利用いわし、あじ等小型まき網
略	

第8条、第9条 略

(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、操業時期、漁業者の資格及び条件など)

第10条 法第57条、省令第70条第1号及び第2号に掲げる漁業及び規則第4条に掲げる漁業第1項第4号から第17号に掲げる漁業の制限措置等の上限、許可の有効期間及び許可等の条件については以下のとおりとする。

1～3 略

4 小型まき網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
略						

旧

2 継続許可とする知事許可漁業の種類及び漁業種類

知事許可漁業の種類	漁業種類名
略	
小型まき網漁業	かんぱち稚魚まき網
	しばり網
	とびうおまき網
	火光利用いわし小型まき網
	追加
略	

第8条、第9条 略

(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、操業時期、漁業者の資格及び条件など)

第10条 法第57条、省令第70条第1号及び第2号に掲げる漁業及び規則第4条に掲げる漁業第1項第4号から第17号に掲げる漁業の制限措置等の上限、許可の有効期間及び許可等の条件については以下のとおりとする。

1～3 略

4 小型まき網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
略						

新 (案)						旧							
かんぱ ち稚魚 まき網	操業区域 10	7月1日 から8月 31日まで	定めなし	5トン未 満	3	漁業権区 域で操業 する場合 は、漁業 権者の同 意のある 者	かんぱ ち稚魚 まき網	操業区域 10	7月1日 から8月 31日まで	定めなし	5トン未 満	3	漁業権区 域で操業 する場合 は、漁業 権者の同 意のある 者
火光利 用いわし、あじ 等まき 網	操業区域 11	6月1日 から翌年 2月末日 まで	定めなし	5トン未 満	3	漁業権者 の同意の ある者	(追加)	(追加)					
(2) 操業区域 ア～コ 略 サ 操業区域11 入野漁港内の区域のうち島堤北灯台から真方位305度0分の線及び 沖防波堤西端から真方位298度0分の線により囲まれた区域。						(2) 操業区域 ア～コ 略 (追加)							
(3) 許可の有効期間 ア 操業区域1から6及び8から11の許可の有効期間は5年とする。 ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合には5年未満の期 間とする。 イ 操業区域7の許可の有効期間は1年とする。ただし、有効期間の 途中で新規に許可した場合には1年未満の期間とする。 (4) 許可等の条件 ア～ウ 略						(3) 許可の有効期間 ア 操業区域1から6及び8から10の許可の有効期間は5年とする。 ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合には5年未満の期 間とする。 イ 操業区域7の許可の有効期間は1年とする。ただし、有効期間の 途中で新規に許可した場合には1年未満の期間とする。 (4) 許可等の条件 ア～ウ 略 (追加)							
エ 操業区域11 (ア) 使用する漁具の種類・規模及び数は、浮子側の長さ50m以内、高 さ10m以内、魚捕部の目合いが5ミリメートル以上のまき網1統と する。													

新 (案)	旧
(イ) 使用する漁船は許可船 1 隻と附属船 2 隻以内とし、そのうち火船は 2 隻以内とする。 (ウ) 火船 1 隻あたりの集魚灯に使用する電球の容量は 3 キロワット以内とする。 (エ) 漁業権漁業の操業を妨げない。 (オ) 1 漁船あたりの発電機(蓄電池を含む。)の容量は 5 キロワット以内とする。	
5～13 略	5～13 略
14 小型定置網漁業	14 小型定置網漁業
(1) ～ (3) 略	(1) ～ (3) 略
(4) 許可等の条件	(4) 許可等の条件
ア、イ 略	ア、イ 略
ウ 操業区域 3	ウ 操業区域 3
(ア) 漁具の規模及び数は、身網の長さ 185メートル以内、垣網の長さ 300メートル以内、袋網又は箱網の長さ 35メートル以内の小型定置網 2 統とする。	(ア) 漁具の規模及び数は、身網の長さ 130メートル以内、垣網の長さ 300メートル以内、袋網 (つば) の長さ 13メートル以内の小型定置網 2 統とする。
(イ) 昼夜間の漁具標識を明瞭にすること。	(イ) 昼夜間の漁具標識を明瞭にすること。
以下 略	以下 略



火光利用いわし、あじ等小型まき網漁業の許可に関する要望書

日頃より格別のご指導ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

現在、漁獲量の減少に加え、燃油、資材の高騰により、漁業経営は非常に厳しいものとなっております。

こうした中、かつお、まぐろ漁業への活餌供給を目的とした火光利用いわし、あじ等小型まき網漁業の操業に関して、下記の条件で関係者の合意が得られましたので、許可についてご配慮お願い申し上げます。

なお、下記の操業区域における許可の取得について問題がないことを漁港管理者へ確認済みであることを申し添えます。

記

1 許可漁業名：火光利用いわし、あじ等小型まき網漁業

2 操業区域：

地 区	区 域	漁獲対象	操業期間
入野	入野漁港内の区域のうち、島堤北灯台から真方位 305 度 0 分の線と、沖防波堤西端から真方位 298 度 0 分の線により囲まれた海域。	いわし、あじ ほか	6 月 1 日 ~ 2 月末

3 漁具規模：

浮子側の長さ 50m 以内、高さ 10m 以内、魚捕部の目合いが 5 ミリメートル以上のまき網 1 統。

4 許可件数：3 件

5 条件：

使用する漁船は許可船 1 隻と附属船 2 隻以内とし、そのうち火船は 2 隻以内とする。

火船 1 隻あたりの集魚灯に使用する電球の容量は 3 キロワット以内とする。

漁業権漁業の操業を妨げない。

1 漁船あたりの発電機(蓄電池を含む。)の容量は 5 キロワット以内とする。

令和 6 年 7 月 31 日

高知県水産振興部長 濱田 美和子 様

高知県漁業協同組合

代表理事組合長 澳本 健也

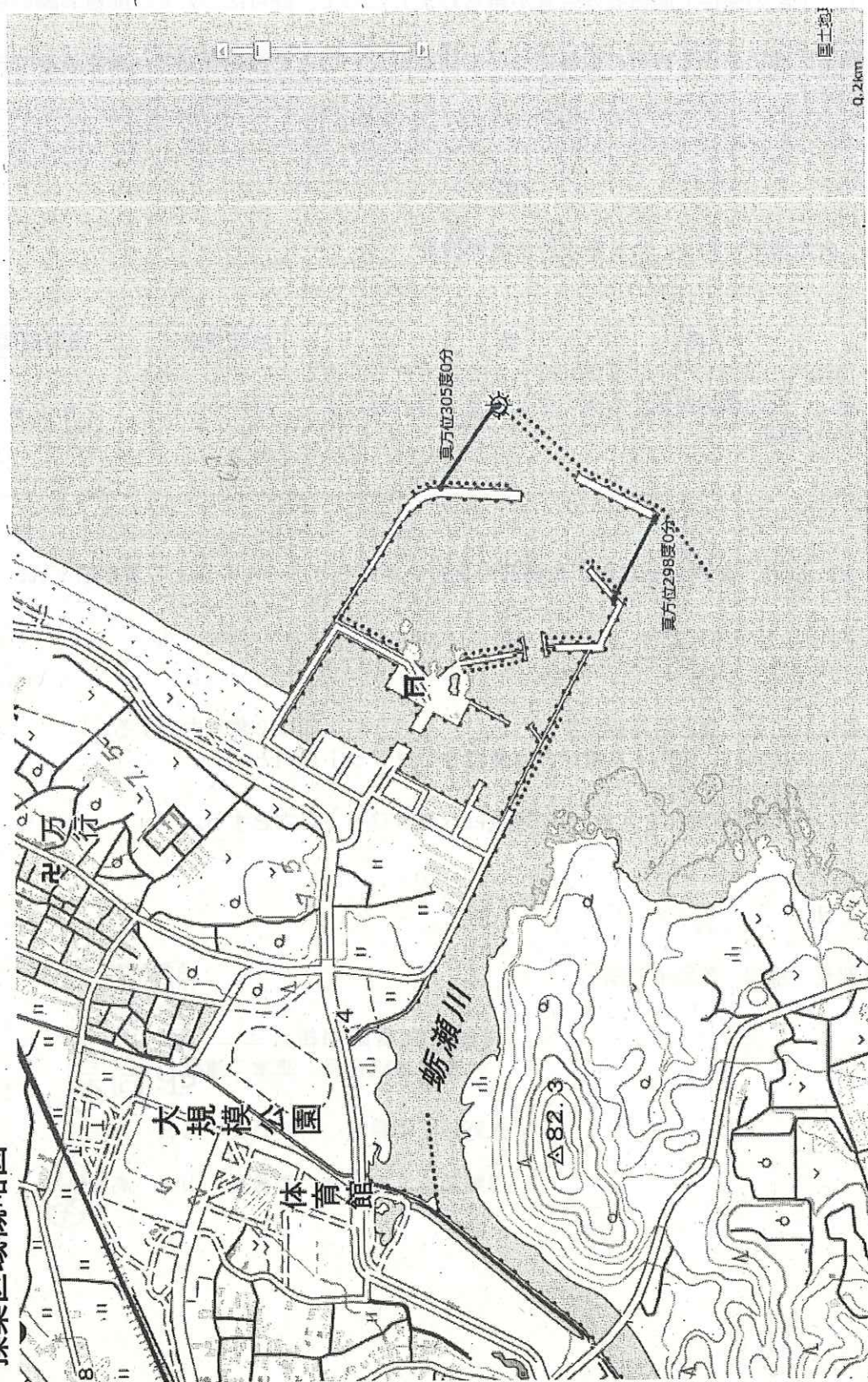


入野地区委員会 委員長 松田 達治

田野浦地区委員会 委員長 山本 高明



操業区域概略図





小型定置網漁業の許可の条件の変更に関する要望書

日頃より漁業協同組合の運営に格段のご指導ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年11月13日に許可番号第215号にて当組合員がいわし、雑魚小型定置網漁業2統の許可を受け、令和5年11月23日から小型定置網1統の操業を開始しました。しかし、令和6年1月以降1日当たりの漁獲量が少ないため1日おきの操業としています。

今後予定している2統目の操業に当たっても1日おきの操業を想定していますが、現在使用している小型定置網で1日おきの操業を行った場合、袋網は容量が少ない上、奥の方が細くなっているため、大型の魚やいか類がスレによって死亡又は商品価値がなくなってしまいう問題があります。このため、当該組合員からは袋網の形状を箱形にし、規模を大きくした箱網を導入して操業したいとの希望が寄せられました。

当組合が本件を検討した結果、地先資源への大きな影響はなく、大きい箱網にすることで魚を良い状態で保つことができるようになるため、必要だと判断いたしました。今般、隣接漁協の同意も得られたことから、下記のとおり許可の条件の変更を要望いたしますので、ご配慮をお願い申し上げます。

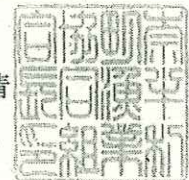
記

許可番号第215号の小型定置網漁業許可における漁具規模を「漁具の規模及び数は、身網の長さ130メートル以内、垣網の長さ300メートル以内、袋網の長さ13メートル以内の小型定置網2統以内とする。」から「漁具の規模及び数は、身網の長さ185メートル以内、垣網の長さ300メートル以内、袋網又は箱網の長さ35メートル以内の小型定置網2統以内とする。」に変更

令和6年 7月17日

高知県水産振興部長 濱田 美和子 様

奈半利町漁業協同組合
代表理事組合長 木下 清



同意書

奈半利地区において、高知県知事から許可を受けて操業しようとする小型定置網漁業の許可の条件について、下記の内容とおりに変更することに同意します。

記

1 漁業種類：いわし、雑魚小型定置網漁業

2 操業区域：

点 A、B、C、D を結んだ線及び点 D、A を結んだ線により囲まれた区域並びに点 E、F、G、H を結んだ線及び点 H、E を結んだ線により囲まれた区域

点 A：N33° 24' 02" E134° 01' 05"

点 B：N33° 23' 44" E134° 01' 14"

点 C：N33° 23' 52" E134° 01' 37"

点 D：N33° 24' 10" E134° 01' 28"

点 E：N33° 25' 03" E134° 00' 58"

点 F：N33° 24' 46" E134° 00' 46"

点 G：N33° 24' 36" E134° 01' 06"

点 H：N33° 24' 53" E134° 01' 18"

3 漁具規模：漁具の規模及び数は、身網の長さ 185 メートル以内、垣網の長さ 300 メートル以内、袋網又は箱網の長さ 35 メートル以内の小型定置網 2 統以内とする。

4 操業期間：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

5 許可件数：1 件

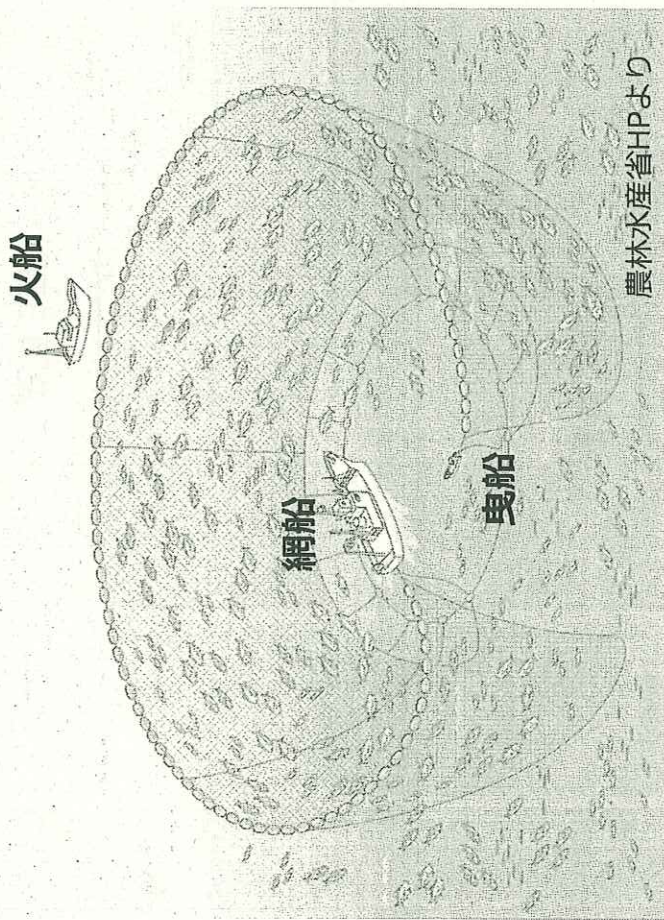
令和 6 年 月 日

高知県漁業協同組合 代表理事組合長 澳本 健也

加領郷地区委員長 大西 洋三

田野町地区委員長 小川 隆一

火光利用いわし、あじ等まき網漁業の操業の概要について



魚群探知機で魚群を探索し、反応があれば、集魚灯を点灯して集魚を行う。魚群が表面近くに浮上したら、網船が投網を開始する。

投網方法は、火船を中心に魚群を取り巻くように右回りの円形に網を打ち回し、投網が完了したら、直ちに環網を締める。このとき、網船が網の方向へ流されないように曳舟で網の方向へ上げ網完了まで曳航を続ける。

環網をしぼった後は、人力で網を両端からたぐり上げる。

【投網】

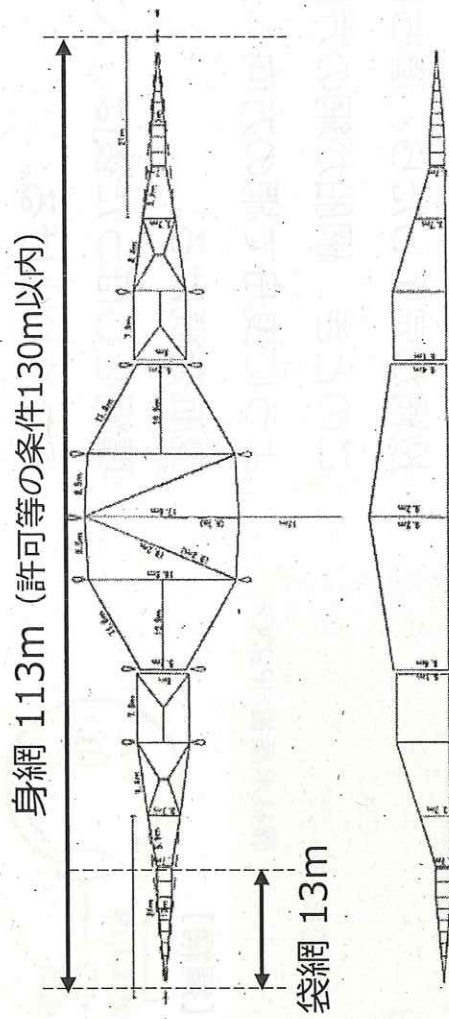
→
網流方向

【揚網】

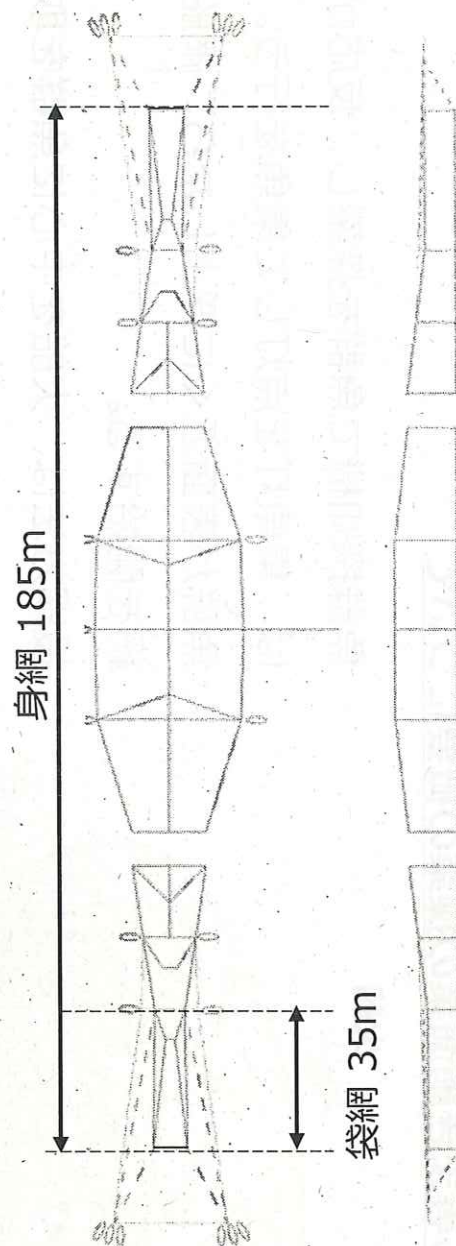
→
網流方向

奈半利地区 いわし雑魚小型定置網漁業における網の寸法図

変更前



変更後



第22期第30回高知海区漁業調整委員会

第2号議案

制限措置の一部変更について（小型まき網漁業）

6 高漁管第 418 号

高知海区漁業調整委員会 様

高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる小型まき網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。

令和 6 年 8 月 8 日

高知県知事 濱田 省司

告 示

高知県告示第 号の2

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

3の(1)の表中

	操業区域10	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	1	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
--	--------	---------------	---------------------	--------------------------------	---	---------------------------

を

	操業区域10	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	1	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
火光利用いわし、あじ等まき網	操業区域11	6月1日から翌年2月末日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	3	漁業権者の同意のある者

に改め、3の(3)中

「コ 操業区域10

高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

を

「コ 操業区域10

高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

サ 操業区域11

入野漁港内の区域のうち島堤北灯台から真方位305度0分の線及び沖防波堤西端から真方位298度0分の線により囲まれた区域

に改める。

新 (案)		勘摩					
○高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置 令和2年12月1日告示第932号		○高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置 令和2年12月1日告示第932号					
1、2 略		1、2 略					
3 小型まき網漁業		3 小型まき網漁業					
(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置		(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置					
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	
略							
かんばち稚魚まき網	操業区域 10	7月1日から8月31日まで	許可証に記載される推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	1	漁業権区域で操業する場合は、漁業者の同意のある者	漁業権区域で操業する場合は、漁業者の同意のある者
火光利用いわじ、あじ等まき網	操業区域 11	6月1日から翌年2月末日まで	許可証に記載される推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	3	漁業権者の同意のある者	漁業権者の同意のある者
(追加)		(追加)					

新 (案)					旧
			ン数		
(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし (3) 操業区域 ア～コ 略 サ 操業区域 ¹¹ <u>入野漁港内の区域のうち島堤北灯台から真方位305度0分の線及び 沖防波堤西端から真方位298度0分の線により囲まれた区域</u>					(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし (3) 操業区域 ア～カ 略 <u>(追加)</u>
以下 略					以下 略